

保証人の皆さまへ

重要につき、必ずご覧ください。

明治学院大学（2016年度）

このパンフレットには2016年度明治学院大学学生総合補償制度別冊がついています。あわせてお読みください。

学生総合補償制度 (学生・こども総合保険)のご案内

明治学院大学にご入学された方の制度です。

(この保険は、学校法人明治学院が保険契約者となる団体契約です。)

団体割引

20%適用

ご入学

おめでとうございます

賠償事故を補償

学生生活で起こりやすい下記のような第三者に対する賠償事故を補償します。

- ・自転車通学中に他人に衝突、接触してケガを負わせてしまった…
- ・クラブの宿舎先の旅館の設備を壊してしまった…
- ・アルバイト・インターン中に他人の物を壊してしまった…

充実した補償!!

すべてのプランに0-157などの特定感染症、細菌性・ウイルス性食中毒、熱中症による身体障害を補償する特約をセットしております。

さらに、扶養者に万一の場合の学資費用補償、学生本人の疾病補償、下宿生の借家人賠償、生活用動産の補償をセットしたプランをご用意しております。

また、学校生活など日常生活でのケガから、旅行・スポーツなどのレジャー中のケガまで、さまざまな補償をご提供します(国内および海外で適用)。

手続きが簡単!!

医師の診査は不要。

入学時のお手続きのみで保険期間の4年間補償されますので安心です。

保険期間

平成28年4月1日午前0時*から平成32年4月1日午後4時まで 4年間

* 3月中に払込みが確認できなかった場合は、確認できた翌日からの補償開始となります。

募集締切日

平成28年3月25日(金)まで(お早めにお手続きください。)

(第2締切日は4月8日(金)までとなっておりますが、なるべく入学手続と同時にお願いします。)

お申込方法

同封の払込取扱票(学生総合補償制度申込書(加入申込票))に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

ご加入者 (申込人)

明治学院大学に在籍する学生の保証人の方

被保険者 (補償の対象者)

明治学院大学に在籍する学生の方(入学手続を終えた方を含みます。)

*賠償責任保険金のご家族も対象となります。

◎学業費用補償・育英費用補償の場合は、被保険者の「扶養者」が補償の対象者となります。また扶養者になれる方の詳細は、契約概要のご説明(別冊P7)をお読みください。

明治学院大学学生総合補償制度は

学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

I. 学資費用補償・育英費用補償

<学資費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、授業料などの学費を下記の事例のようにお支払いします。

(例)入学後、ある日突然、学費を負担していた父親が交通事故で亡くなってしまった。

疾病学資費用補償(S1・S2セット)にご加入の場合は、扶養者が病気により死亡された場合にも下記の事例のようにお支払いします。

<育英費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。



III. 学生本人の病気の補償(疾病補償)

お子さまが国内・外を問わず病気により入院、手術、放射線治療を受けた場合にお支払いします。



IV. 天災危険補償

天災危険補償特約がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金、育英費用保険金、学資費用保険金をお支払いします。(特定感染症の発病は補償対象外。)

(例)地震によってビルの割れた窓ガラスにあたり、ケガを負ってしまった。



II. 学生本人のケガの補償(傷害補償)

お子さまが国内・外を問わずケガにより死亡・後遺障害、入院、手術、通院した場合にお支払いします。特定感染症の発病はケガとみなし、後遺障害・入院・通院を補償します。(死亡・手術は補償対象外)



V. 賠償責任補償(アルバイト・インターンシップ中や受託物の破損等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした場合の補償です。ご家族も補償※されます。

(例)過って他人にぶつかり、大ケガを負わせ損害賠償を請求されることになってしまった。

※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定の監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・

配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

・「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。

・なお、①および③から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法廷監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者としてします。



VI. 借家人賠償責任補償

(自宅外通学生のみ)(国内のみ補償)

借りている部屋を失火等で損壊してしまった場合、家主に対して負担する損害賠償を補償します。

(例)台所の火の不始末で下宿先で火事を起こしてしまった。自分にケガはなかったが、家主より損害賠償を請求されてしまった。



VII. 生活用動産補償

(自宅外通学生のみ)(国内のみ補償)

家財の損害を補償します。

(例)下宿先で、不注意により家具を壊してしまっ。

※免責金額については別冊P3をご参照ください。



扶養者の方がケガや病気で死亡された場合

大学生のお子さまが卒業するまでに必要な費用をご存知ですか?

入学後の4年間で、約**964**万円必要です。
(入学金、入学諸費用を除いた教育費)

(私立大学自宅外通学生の場合 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)「平成24年度学生生活調査」より)



学資費用保険金・育英費用保険金のお支払例

〔ご加入条件〕

- S1セットに大学入学時ご加入の場合
- ・保険期間:4年間
- ・学業費用支払対象期間:平成32年4月1日まで
- ・育英費用保険金額:(一時金)300万円
- ・学資費用保険金額:(1年につき)100万円
- [実際にかかった費用]
- ・大学1年授業料:50万円
- ・大学2~4年授業料:100万円/年

育英費用保険金
300万円
(一時金でお支払い)いたします。

学資費用保険金は、入学当初のご卒業予定時までに支払った、事故日以降の毎年の授業料等の学費を実額でお支払いします。支払年度ごとに学資費用保険金額が限度となります。

扶養者の事故(ケガの場合)
大学1年生の4月30日の事故の場合

お支払例は、ケガの事故の場合です。

※明治学院大学学生総合補償制度の学資費用はS1・S2セットの場合、病気による死亡の場合も補償の対象です。育英費用はケガの事故のみ対象となります。

学資費用保険金

50万円

後期
大学1年生

学資費用保険金

100万円

前・後期
大学2年生

学資費用保険金

100万円

前・後期
大学3年生

学資費用保険金

100万円

前・後期
大学4年生

※事故日以前に支払った学費は補償されません。保険金は学費実費を実際にご負担された後のお支払いとなります。

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合の学資費用・育英費用も補償されます。

加入セットは皆さまのニーズに合わせてお選びください。



Point ① 団割20%適用!!

Point ② 1日あたりの保険料:約55円!!(S1セットの場合)

Q.1 自宅通学生ですか？自宅外通学生※ですか？ ※賃貸借契約を結んで借りた賃貸マンション・アパート等に住み、そこから学校に通学している学生をいいます。

自宅

自宅外

Q.2 扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

Q.2 扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

必要なし

必要あり

必要なし

S1セット

A1・B1・C1セット

S2セット

A2・B2・C2セット

ご自宅から通学している場合は「自宅通学生プラン」、ご自宅外※から通学している場合は「自宅外通学生プラン」となります。

※賃貸借契約を結んで借りた賃貸マンション・アパート等に住み、通学していることをいいます。

(自宅外通学生プランには、借家人賠償責任補償(オールリスク)特約・生活用動産補償(実損補償型)特約がセットされます。)

保険金額・保険料		自宅通学生プラン				自宅外通学生プラン				
		学資費用 ケガ+病気補償	学資費用 ケガのみ補償			学資費用 ケガ+病気補償	学資費用 ケガのみ補償			
セット名と保険料 (4年間一時払)	加入率 No.1!	S1	A1	B1	C1	加入率 No.1!	S2	A2	B2	C2
		80,000円	70,000円	60,000円	50,000円	95,000円	85,000円	75,000円	65,000円	
保険 金額	I 学資費用保険 金額(ケガ)(注1)	(1年につき)100万円								
	育英費用	疾病学資費用保険 金額(病気)(注1)	(1年につき) 50万円	—			(1年につき) 50万円	—		
		育英費用 保険金額(ケガ)	(一時金)300万円							
	II 学生本人の ケガの補償	死亡・後遺障害 保険金額(注2)	275.2万円	285.1万円	271.0万円	193.6万円	264.8万円	274.6万円	260.6万円	183.2万円
		入院保険金日額	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 3,500円	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 3,500円	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 3,000円
		手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍							
		通院保険金日額	(1日につき) 2,500円	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 2,500円	(1日につき) 2,000円	(1日につき) 2,500円	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 2,500円	(1日につき) 2,000円
	III 学生本人の 病気の補償	疾病入院 保険金日額	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 3,500円	(1日につき) 2,000円	(1日につき) 1,000円	(1日につき) 3,000円	(1日につき) 3,500円	(1日につき) 2,000円	(1日につき) 1,000円
		疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 疾病入院保険金日額の5倍							
		放射線治療 保険金	1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の10倍							
IV 天災危険補償	I・IIのケガの補償が対象となります。(Iの疾病学資費用、特定感染症は対象外です。)									
V 賠償責任補償(注3)	1億円 (記録情報限度額500万円)									
VI 借家人賠償責任補償 (自宅外通学生のみ)	—				1,000万円					
VII 生活用動産補償 (自宅外通学生のみ)	—				80万円					

●上記は職種級別A「学生」の保険料です。お子さま(学生本人)がそれ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 ●育英費用保険金・賠償責任保険金等においては、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
 ●学生本人のケガの補償には「特定感染症」の発病による後遺障害・入院・通院の補償がセットされています。保険金額は本人のケガの補償に同じ。ただし、死亡保険金及び手術保険金の補償はありません。
 (注1)学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は平成32年4月1日までです。
 (注2)保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
 (注3)賠償責任保険金の被保険者の範囲は本パンフレットP.2賠償責任補償をご参照ください。

保険金のお支払事例 ～たとえばこんなことが起こったら～

< 例1 >

お子さまが部活動中に熱中症にかかり、5日間入院、退院後3日間通院した。



< 例2 >

お子さまがスポーツで腕を複雑骨折し、10日間入院。手術を受けて退院後20日間通院した。



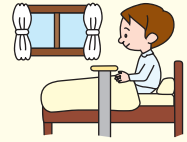
< 例3 >

お子さまが自転車に乗っていて過って通行人に衝突し、ケガをさせ損害賠償責任を負った。



< 例4 >

お子さまが盲腸で5日間入院、手術を受けた。



事故が起こったら

事故が起こったら

早急に
(30日以内)にご連絡を



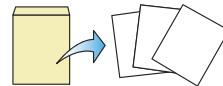
電話連絡をしてください

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日
事故受付サービス
三井住友海上
事故受付センター
0120-258-189
(無料)



請求書を提出

必要な書類が送付されますので、できるだけ早く書類を提出ください。



保険金が支払われます

ご指定の金融機関にお支払いします。

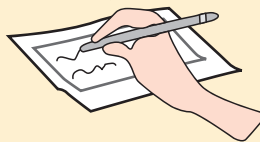


お申込方法・ご加入方法

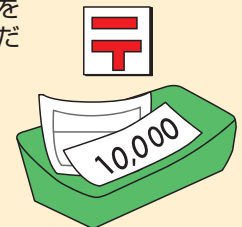
ご加入セットをご選択ください。次に、ご加入セットの保険料をご確認ください(保険料はすべて一時払です)。



同封しております払込取扱票の記入例を参考にして必要事項をご記入ください。



最寄りのゆうちょ銀行または郵便局で保険料をお振込みください。



加入者証

この制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、郵送いたします。加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので、大切に保管ください。ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

◎ 加入者証郵送時期: 5月中旬～6月初旬頃

お問い合わせ先

●取扱代理店

株式会社明治学院サービス

TEL 03-5421-1555

〒108-0071 東京都港区白金台1-2-37

●引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

広域法人部営業第三課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

AIU損害保険株式会社

A15-000000 使用期限:2020年4月1日